

平成十七年二月

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させる」との防止に関する議定書の説明書

外  
務  
省

## 一 概説

1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 議定書の内容	一
1 國際的な組織犯罪の防止に関する國際連合條約との關係	二
2 目的	二
3 用語	二
4 適用範囲	二
5 移民の刑事上の責任	三
6 犯罪化	三
7 協力	三
8 海路により移民を密入国させることを防止する措置	四
9 保障措置に関する条項	四
10 情報	四
11 国境措置	四
12 文書の安全及び管理	五
13 文書の正当性及び有効性	五

14	訓練及び技術協力
15	その他の防止措置
16	保護及び援助に関する措置
17	密入国の対象となつた移民の送還
18	保留条項
19	紛争の解決
20	効力発生
三	議定書の実施のための国内措置
(参考)	七
六	六
六	六
五	五
五	五

## 1 議定書の成立経緯

(1) 國際的な組織犯罪が近年急速に複雑化し、深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、それぞれの国が自國の刑事司法制度を強化するのみならず、國際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識が高まつた。

(2) このような認識の下、平成六年（千九百九十四年）十一月にイタリアのナポリで開催された國際的な組織犯罪に関する世界閣僚會議において、國際的な組織犯罪に対処するための國際協力の促進を目的とした國際文書の作成を検討することが提唱された。これを受け、平成十年（千九百九十八年）十二月、國際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び移民を密入国させること等組織的な犯罪集団により行われる典型的な犯罪行為に対処するための法的文書の起草について議論するための政府間特別委員会が国際連合総会決議によって設立された。

(3) 政府間特別委員会は、平成十一年（千九百九十九年）一月に審議を開始し、平成十二年（二千年）十月に開催された第十一回特別委員会において、この議定書の案文についての合意が成立した。この議定書は、平成十二年（二千年）十一月十五日に、國際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約と併せて国際連合総会において採択された。

## 2 議定書締結の意義

この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、國際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するための國際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

## 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造し、入手し、提供し、又は所持すること等を犯罪として定める」と。

- (2) 海路により移民を密入国させることを防止するための協力、情報の交換、技術援助の提供等を行うこと。
- (3) 移民を密入国させることを防止するために、国境管理の強化、旅行証明書の安全管理等の措置をとること。
- (4) 密入国の対象となつた移民の送還を容易にし、及び受け入れること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで、移民を密入国させることに対処するための国際協力に積極的に参加しており、この議定書の交渉を促進するために大きな役割を果たしてきた。近年、移民を密入国させることがますます巧妙に行われ、国際社会全体に大きな害をもたらしている中、これに対する国際的な取組に貢献するためには、我が国がこの議定書を締結し、その効果的な実施のために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

#### 二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十五箇条及び末文から成り、その概要是、次のとおりである。

##### 1 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係（第一条）

- (1) この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。
- (2) 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。
- (3) 第六条の規定に従つて定められる犯罪は、同条約に従つて定められる犯罪とみなす。

##### 2 目的（第二条）

この議定書の目的は、密入国の対象となつた移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

##### 3 用語（第三条）

- (1) 「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。
- (2) 「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。

(3) 「不正な旅行証明書又は身分証明書」とは、次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

- (1) 国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えられた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの
- (2) 虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの
- (3) 正当な所持者以外の者によって用いられているもの

#### 4 適用範囲（第四条）

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従つて定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となつた者の権利の保護について適用する。

#### 5 移民の刑事上の責任（第五条）

移民は、第六条に規定する行為の対象となつた事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

#### 6 犯罪化（第六条）

(1) 締約国は、故意に行われた行為であつて金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (1) 移民を密入国させること。

- (2) 移民を密入国させることを可能にする目的で、不正な旅行証明書又は身分証明書を製造し、入手し、提供し、又は所持すること。

- (3) (1)の手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自國に滞在することを可能にすること。

- (2) 締約国は、自國の法制の基本的に従うことを条件として、(1)に従つて定められる犯罪の未遂等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (3) この議定書のいかなる規定も、締約国が自國の国内法により犯罪を構成する行為を行つた者に対して措置をとることを妨げるも

のではない。

#### 7 協力（第七条）

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力をを行う。

#### 8 海路により移民を密入国させる」とを防止する措置（第八条）

(1) 締約国は、自国の国籍を有する船舶が、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられるなどを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。

(2) 締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることとの許可を旗国に要請することができる。

#### 9 保障措置に関する条項（第九条）

締約国は、第八条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保する。船舶は、第八条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていなかつた場合は、被つた損失又は損害に対する補償を受ける。

#### 10 情報（第十条）

締約国は、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪團体によつて利用されていると知られている乗込地及び目的地等に関する情報を締約国間で交換する。

#### 11 国境措置（第十一條）

締約国は、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業

運送業者によって用いられる輸送手段が第六条1(a)の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

12 文書の安全及び管理（第十二条）

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

13 文書の正当性及び有効性（第十三条）

締約国は、他の締約国から要請があつた場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給された旅行証明書であつて第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるもの等について、その正当性及び有効性を確認する。

14 訓練及び技術協力（第十四条）

(1) 締約国は、第六条に規定する行為の防止及びその行為の対象となつた移民の人道的な取扱いに關し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつゝ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。  
(2) 関連の専門知識を有する締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者が所在し、又は通過することが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。

15 その他の防止措置（第十五条）

締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

16 保護及び援助に関する措置（第十六条）

締約国は、この議定書の実施に当たり、国際法に基づく義務に従い、第六条に規定する行為の対象となつた者の権利であつて適用可能な国際法に基づいて与えられるものを保全し、及び保護するため、すべての適当な措置をとる。

17 密入国の対象となつた移民の送還（第十八条）

- (1) 締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となつた者であつて、自国民であるもの又は送還する時点での國に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。

- (2) 第六条に規定する行為の対象となつた者の送還に關係する締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適當な措置をとる。

#### 18 保留条項（第十九条）

この議定書のいかなる規定も、國際法の下における國家及び個人の他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。この議定書に規定する措置は、第六条に規定する行為の対象であることを理由に人を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。

#### 19 紛争の解決（第二十条）

締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、國際司法裁判所に紛争を付託することができる。

#### 20 効力発生（第二十二条）

この議定書は、四十番目の批准書等が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

### 三 議定書の実施のための国内措置

- 1 この議定書の実施のため、(1)旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び(2)刑法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十二年十一月十五日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十六年一月二十八日

3 署名国 百十二箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チエコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本国、大韓民国、キルギス、ラトビア、レバノン、レスト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シェラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、イスラエル、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、欧州共同体

4 締約国 平成十七年一月一日現在 六十七箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、カーボヴェルデ、チエコ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フランス、ガンビア、グレナダ、グアテマラ、ジャマイカ、ケニア、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共

和国、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モナコ、ミャンマー、ナミビア、ニュージーランド、ナイジエリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、タジキスタン、チュニジア、トルコ、ウクライナ